

香川県建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針

令和 4 年 7 月

香 川 県

香川県建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、県内の建築物における県産木材の利用を促進するとともに、県が自ら率先して、その整備する公共建築物等における県産木材の利用を推進するために策定する。

第1 県産木材の利用促進のための基本的な考え方

1 県産木材の利用促進の背景

- 本県の森林では、昭和40年代から50年代にかけて、松くい虫被害跡地を中心に植栽したヒノキが多く、木造住宅の柱材などとして利用できる時期を迎えていることから、県産ヒノキ材を搬出し、市場や製材所において積極的に販売・加工することが重要となっている。
- 県産ヒノキ材については、近年、県内の製材所や徳島県の本木市場などに出荷されており、購入した製材業者からは、きめが細かく、品質が良いとの評判を得ている。
- 県では、これまで平成22年に制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、県有施設の木造化^{*}や内装等の木質化^{*}に取り組んできた。
- 近年、全国的に木造建築構法や防耐火性能等の技術革新、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築基準の合理化等により、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組みとして中高層木造建築物が建築されるようになってきている。
- 「2050年カーボンニュートラル」宣言等を背景として、令和3年6月に法が改正され、公共建築物はもとより、これまで低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物における木材の利用を促進していくことにより、脱炭素社会の実現や地域経済の活性化等に大きく貢献することが期待されており、これらの木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に県の積極的な役割が求められている。

2 県産木材の利用促進の意義

- 木材は、再生産可能な資源でカーボンニュートラルな特性を有することや、断熱性、調湿性等に優れており、木の香りで人をリラックスさせるなど心理面や身体面等での効果も期待されていることから、広く建築物での利用を促進することにより、脱炭素社会の実現や県民の健康的で温かみのある快適な生活環境の形成などに貢献する資材である。
- 県産木材の利用を促進することは、県内の林業の再生を通じた森林整備の促進につながり、山地災害防止や水源の涵養、二酸化炭素の吸収源など、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮に資するものである。

3 建築物における県産木材の利用促進の基本的方向

建築物における県産木材の利用の意義や、法第3条に規定する基本理念を踏まえ、次の基本方向に沿って、県産木材の利用を促進する。

(1) 県による取組み

- 県は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、国の「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（以下、「国方針」という。）」に即し、自ら整備する公共建築物における県産木材の利用に率先して取り組むほか、民間建築物における県産木材の利用が促進されるよう、木造建築の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物利用促進協定制度の周知に取り組む。
- 県産木材を利用した備品等の設置・購入に努めるとともに、建築以外の工事でも有効活用を図る。
- 庁内関係各課が連携し、公共建築物の整備計画や県産木材製品の価格・供給量等の情報を共有して、効果的に県産木材の利用を推進する。
- 県と市町の連携を緊密にし、公共建築物を整備しようとする市町や、建築物における県産木材の利用を促進しようとする市町に対し、県産木材の調達に関する情報や利用に関する専門的な知見を提供するなど、県産木材の利用に取り組みやすい体制整備に努める。
- 建築物での県産木材の利用の促進に当たり、国、市町、森林所有者や森林組合等の森林・林業関係者、製材業者等の木材産業関係者、その他の木材関係団体等の関係者の協力を得つつ、必要な規格や品質を確保した県産木材製品の円滑な供給に必要な施策を講ずるよう努める。
- 県産木材による製品の供給が困難な場合は、近隣各県との連携により、地域産木材の利用を推進する。

(2) 市町による取組み

- 市町は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、公共建築物における県産木材の利用の促進はもとより、当該市町の区域内の民間建築物における県産木材の利用が促進されるよう、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすため、協定制度の活用や法第12条に規定する市町の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針を作成するよう努めるものとする。
- 市町相互の連携により、県産木材の調達や利用に関する情報を共有するなど、県産木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

(3) 事業者による取組み

- 建築物を整備する者、森林・林業関係者、木材産業関係者、その他の関係者は、国方針及び県、市町方針等を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に努めるとともに、国や県、市町の実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつ

つ、建築物における県産木材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

- 森林・林業関係者、木材産業関係者、建築物における木材の利用に取り組む設計者等においては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな県産木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、県産木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

(4) 県民による取組み

- 県民は、法第7条に規定する国民の責務を踏まえ、県産木材の利用の促進に努め、国又は県、市町が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2 県産木材の利用促進のための県の施策

県産木材の利用を促進するためには、県産木材を円滑に供給することが必要であるとともに、県産木材や県産木材製品のPR・情報提供などを行うことが重要であることから、県は森林・林業関係者、木材産業関係者、その他の関係者と連携して、次の施策に取り組む。

1 県産木材の供給体制の整備

- 森林・林業関係者が行う植栽や下刈り、間伐などの森林施業や間伐材の搬出を支援するとともに、成長に優れ、花粉も少ないスギ、ヒノキのコンテナ苗や、優良な広葉樹の苗木などの試験研究、供給体制の整備に取り組む。
- 森林資源の循環利用を推進し、林業の生産性向上を図るため、林道や森林作業道などの林内路網の整備の促進や、高性能林業機械などの導入の支援、最適な作業システムの選択に必要な技術・知識の普及指導を行う。
- 森林経営の効率化を図るため、ICTの活用により森林資源や路網の情報を収集・整理し、森林施業の団地化、集約化を積極的に促進する。
- 林業の担い手の育成・確保を図るため、森林組合などが行う作業員等に対する技術研修の支援や、森林施業プランナーの育成に取り組むほか、林業に関心がある者を対象とした研修など、幅広く担い手を確保するための取組みを検討する。
- 「林業労働力確保支援センター」が行う就業希望者への求職情報の提供、技術研修、各種相談業務を支援する。
- 森林組合等の林業事業体の育成を図るなど、経営基盤強化に向けた取組みを支援する。
- 県産木材の認知度向上を図るため、木材の産地と一定基準を満たした品質・性能を証明する香川県産木材認証制度を適切に運用する。
- 付加価値の高い県産木材の加工・流通体制の整備を支援するとともに、川上・川中・川下が連携した県産木材の安定供給の促進に努める。

2 住宅における県産木材の利用の促進

- 県産木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者への住宅の設計に関する情報の提供や、県産木材の利用に理解のある設計者の育成等に努める。
- 県産木材の住宅資材としての認知度向上と利用促進を図るため、個人住宅のほか、商業施設、観光施設等のPR効果の高い民間施設での県産木材の使用を支援するなど、県産木材の認知度を高め、需要拡大に努める。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

- 建築物木材利用促進協定の周知
法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の活用により、建築物における県産木材利用の取組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。
- 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準
事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、県方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。
- 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進
県が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組みを促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信する。
また、市町が同協定を締結した場合には、国の措置に準じるほか、当該市町の特色を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努める。

4 県産木材の利用の啓発

- 木の良さの普及や木材利用の意義、情報等の発信、県産木材を活用した木材製品などのPRを行うため、家具・建具に至るまで利用の裾野を広げた木材関連イベントの開催などのPR活動を支援する。
- 「かがわの森 アンテナショップ」（高松シンボルタワー「かがわプラザ」内）で、県産木材の柱材やベンチなどの木製品の展示・販売、PRを行うとともに、森林・林業・木材関係団体などと連携して、県産木材の普及啓発のためのイベントなどを開催し、県産木材製品の需要拡大を図る。
- 県産木材を利用したベンチやプランター、割りばし等を活用して、県産木材や県産木材製品の積極的なPR・情報提供などに努める。
- 「香川県産木材認証制度」の運用により、県産木材の認知度を高めるとともに、県産木材のブランド化を推進する。
- この方針に基づき、率先して県が自ら整備する公共建築物等での県産木材の利用を推進することにより、市町が整備する公共建築物や民間施設などでの県産木材の利用の促進に努める。

第3 県が整備する公共建築物等における県産木材の利用について

1 公共建築物の木材の利用の目標

県が自ら整備する公共建築物のうち、次の木造化に取り組む公共建築物の範囲に該当するものについて、原則として全て木造化を図る。

また、その整備する公共建築物については、木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進する。

なお、木造化や木質化に当たっては、県産木材の利用に努める。

2 公共建築物の木造化

進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況を踏まえ、木造と非木造の混構造を採用する等、積極的に木造化を推進する。

○ 木造化に取り組む公共建築物の範囲

木造化に取り組む範囲は、法第2条第2項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる公共建築物とし、具体的には、県が整備する公共の用又は公用に供する建築物で、社会福祉施設(児童養護施設等)、病院、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青少年研修施設等)、県営住宅等の建築物のほか、学校や県の事務・事業用に供される庁舎、職員住宅等が含まれる。

ただし、下記については、木造化の取り組みの対象としないものとする。

- ・計画時点において、コストや技術等の面で木造化が困難である施設。
- ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設等の防災上、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設。
- ・文化財を収蔵し又は展示する施設や学校の実習施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な施設。



栗林公園観光事務所



高松南警察署栗林交番

3 公共建築物の内装等の木質化

高層・低層にかかわらず木質化を図ることが適切と判断される部分において、県産木材の利用に努める。

○ 木質化を図ることが適切と判断される部分の例示

- ・各種公園内の事務室・展示室等の腰壁、建具、外壁、屋外の誘導標識

- ・ 交番・駐在所の居室、警察署の道場の床、建具、警察署の道場・会議室・食堂等の腰壁
- ・ 病院のデイルーム等の腰壁、病院の附属施設の床、腰壁、建具
- ・ 庁舎の玄関ホール・事務室・会議室等の腰壁、屋外の誘導標識
- ・ 学校の教室・図書室・体育館・武道場等の腰壁、建具、学校の体育館・武道場の床



会議室の壁、戸
(農業試験場管理棟)



玄関ホールの腰壁・床
(五名活性化センター)



和室の内装
(土庄町立中学校)

4 県産木材を利用した備品等の設置

県が整備する公共建築物において、県産木材を利用した書棚・収納棚、ベンチ等の製品の設置に努める。



県産木材のベンチ

5 建築物本体以外の工事における県産木材の利用

県が施工する建築物本体以外の工事において、県産木材を塀やデッキなどの外構資材、型枠・杭・柵・工事看板等の資材として活用するなど、その利用に努める。



県産木材の利用

第4 県産木材の利用促進のための推進体制

1 庁内連絡会の設置

県内の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて建築物等における県産木材の利用を効果的に促進するため、別に定める設置要綱に基づき、庁内関係課で構成する連絡会(以下、「庁内連絡会」という。)を設置する。

2 推進体制

- 庁内連絡会は、県が整備する公共建築物の木造化、木質化を図るため、この方針に基づき、公共建築物を整備する所管課から整備計画及び実績等の報告を受け、県産木材の利用方策等について協議を行う。また、県内建築物等における県産木材の利用を促進していくため、県産木材に関する情報や施策等の情報を共有する。
- みどり整備課は、県が整備する公共建築物について、所管課からの協議に応じ、基本計画作成や設計、施工の各段階において、県産木材の利用や調達に関する情報を提供し、効果的な県産木材の利用について提案できるものとする。

<県が整備する公共建築物での県産木材利用推進体制>

区分	時期	○庁内連絡会 ●みどり整備課	流れ	所管課
基本計画	建築物の事業化に当たり目的、規模、概算事業費を検討する段階	○建築物の整備計画等の把握 ●県産木材の利用方法等の提案、調達方法等の情報提供	←報告 →提案 →情報提供	建築物の整備計画等の報告 提供情報等を踏まえ、基本計画を作成
基本設計	基本計画に基づき、建築物の平面、階数、各室配置、内装等のデザイン等の仕様等を設計する段階	●平面、階数、内装等の計画の把握 ●県産木材の利用方法等の提案、量や価格など調達関連の情報提供	←→働き掛け 協議 →提案 →情報提供	基本設計の方針(案) 提供情報等を踏まえ、基本設計を作成
実施設計	基本設計に基づき、建築物の工事の実施に必要な詳細な設計を実施する段階	●詳細な整備情報の把握 ●県産木材の量や価格など調達関連の情報提供	←→働き掛け 協議 →情報提供	実施設計の方針(案) 協議結果等を踏まえ、実施設計を作成
工事	工事完了	○県産木材の利用実績の把握	←報告	県産木材の利用実績の報告

第5 公共建築物の整備等において考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要となる。

しかしながら、中大規模建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要がある、施工者が限定された工法を用いる場合が多いなど、現状では、コストや技術の面で木造化が困難な場合がある。

この場合、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストのほか、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

その際、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については、木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とするなどの設計上の工夫を図るなど、その計画・設計等の段階からライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努める。

加えて、木材を原材料として使用した備品や消耗品の利用についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断する。

※ この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

附 則

この方針は、平成24年3月30日から適用する。

附 則

この方針は、平成28年1月13日から適用する。

附 則

この方針は、令和4年7月11日から適用する。